

保護者様

習志野市立屋敷小学校
校長 藤本 真由美

天候悪化への対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、習志野市教育委員会より、下記のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。
天候の悪化が予想されるときや、急激な天候悪化の際には、児童の安全を最優先に考えて対応いたします。保護者の皆様におかれましては、下記の対応につきまして、御了承のほどお願い申し上げます。

記

1 前日までの対応について

- (1) 前日のうちに、翌日の登校についてお子様を通して文書で連絡します。
- (2) 前日の13:00以降に、tetoru でお知らせします。

※(1)が下校時刻に間に合わない場合及び前日が休日の場合は、(2)のみの連絡となります。

〈連絡する内容について〉

「休校(臨時休業)」または「一部休業(登校時刻の変更)」または「通常通り」のいずれか、及び「給食の有無について」「吹奏楽部の朝練習の有無」等

《小学校が休校・一部休業となった場合》

放課後児童会(学童保育)は、当日8:00、開室に向けて準備をします。放課後児童会の指導員が児童会室に到着するまで、お子様を一時的に校内でお預かりします。給食が無い場合は弁当持参となります。※登校する場合は、必ず保護者が付き添って来てください。

2 当日の朝の対応について

- (1) 学校から、前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校となります。また、前日に「一部休業」又は「通常通り」の連絡があったにも関わらず、6:00の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合は自宅待機となります。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、学校から登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻を tetoru 配信します。
- (3) 10:00の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業となります。

3 (当日の朝) 登校について保護者の判断を可とする場合

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
- (2) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

※上記(1)～(3)の場合は、臨時休業とはしませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせるすることができます。気象情報の確認は、保護者が行ってください。上記の場合に登校を見合わせた場合は、「出席停止」に該当するため、遅刻・欠席とはなりません。

4 給食の対応について

給食の中止を決定した際には、食材等の急な発注取り消しができないため、全市的に必要な給食費は徴収いたします。御理解・御協力の程、宜しくお願いいたします。

5 警報・注意報発令時に児童が在校している場合の対応について

児童が在校している時に、警報・注意報が発令された場合やそのような事態が予測される場合には、下校時刻を変更することも考えられます。下校時刻を早める、または遅らせる場合には、teturuでお知らせします。なお、校外学習から帰校後に荒天だった場合も、児童の安全が十分に確保されるまで下校を遅らせるなどの措置をとる場合があります。このことについても、teturuでお知らせします。

6 「5」の場合の放課後児童会及び放課後子供教室に対する対応について

児童を放課後児童会が開室する13:00よりも前に下校させる決定をした場合、放課後児童会の指導員が到着するまでの間、児童を校内で預かります(担当:児童育成課)。

放課後子供教室については、学校が児童を下校させる対応をした場合、その日は開室しませんので、他の児童と一緒に下校となります(担当:社会教育課)。